

E i w a N e w s

相続法の改正点についてご紹介します

平成 31 年 3 月
(No.164)

高齢化の進展などの社会状況に対応するため、今般、民法のうち相続に関する規定（相続法）が約 40 年ぶりに大幅に見直されました。今回は、この改正についてご案内します。

1. 概要

(1) 主な改正点

主な改正点は、以下のとおりです。施行日は、それぞれ異なっています。これは、改正の内容に応じて、周知や準備に要する期間などを考慮したためです。

趣旨	改正点	施行日
配偶者の居住の権利を保護	①配偶者居住権	2020年4月1日
遺産分割に関する見直し	②夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置	2019年7月1日
	③預貯金の払戻し制度の創設	2019年7月1日
遺言制度に関する見直し	④自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日
	⑤法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設	2020年7月10日

(2) 特徴

今回の改正には、二つの特徴があります。

一つ目は、相続における配偶者の権利の拡大です。高齢化社会に伴い、相続開始時における残された配偶者も相対的に高齢化しているため、その生活を配慮する必要性が一層に強まっていることが背景にあります。

二つ目は、相続手続の簡素化です。手続の煩雑さを軽減させ、相続をめぐる紛争を防止し、手続を円滑に進めることが狙いです。

改正の特徴	相続における配偶者の権利の拡大
	相続手続の簡素化

2. 配偶者居住権

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の建物を相続後無償で使用できる権利です。この権利は、遺贈または遺産分割によって取得することができます。

期間は、原則として配偶者が死亡するまでです。第三者にこの権利を主張するためには、登記が必要となります。

改正前の問題点	現状の制度でも、配偶者が自宅の所有権を相続すれば住み続けることは可能だが、所有権は価値が高いため、その分、遺産分割で得られる他の財産が少なくなる。
---------	---



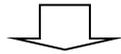
改正後	配偶者居住権は、所有権よりも価値が低いため、自宅に住み続けながら、生活資金を確保しやすくなる。
-----	---

3. 遺産分割に関する見直し

(1) 夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して居住用不動産の生前贈与または遺贈がされた場合には、その居住用不動産は遺産分割の対象から外れることになりました。

改正前の問題点	被相続人が生前、配偶者に対して居住用不動産の贈与をした場合でも、その居住用不動産は遺産の先渡しされたものとして取り扱われ、配偶者が遺産分割において受け取ることができる財産の総額がその分少なくなる。
---------	--



改正後	居住用不動産の生前贈与を受けた場合、配偶者は遺産分割において、生活資金を確保しやすくなる。
-----	---

(2) 預貯金の払戻し制度の創設

預貯金の払戻し制度とは、遺産分割の終了前に遺産に属する預貯金債権につき、相続開始時の債権額の3分の1かつ法定相続分までは、他の相続人の同意を得ずに、金融機関にて払戻しを行うことができる制度です。ただし、上限額は、金融機関ごとに150万円とされています。

なお、上限額を超える場合、家庭裁判所へ申し立てて、裁判所が認める範囲内で払戻しを行うことができます。

改正前の問題点	遺言がない限り、遺産分割が終了するまでは、被相続人の預貯金の払戻しができないため、葬儀費用や被相続人の借入金返済等につき、相続人が一時的に立替える必要があった。
---------	--



改正後	預貯金の払戻し制度を利用することにより、相続人による立替えが不要となる。
-----	--------------------------------------

4. 遺言制度に関する見直し

(1) 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言は、従来は財産目録を含む全文を手書きで作成する必要がありましたが、遺言者の負担軽減のため、財産目録については、パソコンで作成した目録や、不動産登記簿謄本や通帳のコピーなど、手書きによらない書面を添付することができるようになります。

(2) 法務局における自筆証書遺言の保管制度

①内容

遺言者は、法務局において自筆証書遺言の原本を保管できるようになります。

保管の手続は、遺言者の住所地、本籍地または所有不動産所在地を管轄する法務局にて行います。

遺言者の死亡後には、相続人は、全国の法務局において、遺言書が保管されているかどうかを調べることや遺言書の写しの交付を請求することができます。

②メリット

従来は、遺言者自身が遺言書を保管する必要があったため、紛失や改ざんのリスクがありましたが、法務局での保管の場合は、そのようなリスクがありません。

また、法務局での保管手続を行った遺言書は、検認（裁判所での確認手続）が不要なため、すぐに相続手続を開始できます。

以上、ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。